

薬生食監発 1228 第 2 号  
令和 3 年 12 月 28 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)  
(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)

標記については、地方分権改革に関する提案「と畜場法第 14 条に規定される検査の一部簡略化に関する提案」への対応に関連して、令和 3 年 8 月 16 日付け衛生食監発 0816 第 4 号にて調査を依頼し、回答いただいたところです。

また、いただいた回答を踏まえ、令和 3 年 10 月 5 日に実施された地方分権改革「第 127 回提案募集検討専門部会」において、公衆衛生獣医師の配置状況等を踏まえた対応案を別紙のとおり説明し、その結果、令和 3 年 12 月 21 日に、「と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあつては、市長）の行う検査（14 条 1 項、2 項及び 3 項）については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和 3 年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。」ことが閣議決定されました。

つきましては、同閣議決定に基づく先行事例の収集のため、貴自治体の公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保のための取組について、別添の調査票により、令和 4 年 1 月 31 日(月)までに、食品監視安全課([kanshianzen@mhlw.go.jp](mailto:kanshianzen@mhlw.go.jp))宛て回答をお願いします。

なお、本調査はと畜場を所管する自治体を対象として実施することを申し添えます。

別紙：令和3年8月5日第123回提案募集検討専門部会 厚生労働省医薬・  
生活衛生局提出資料

「と畜検査について（公衆衛生獣医師の現状）」

参考：令和3年8月16日付け衛生食監発0816第4号「公衆衛生業務に携わ  
る獣医師の状況調査について(依頼)」アンケート集計結果

参考：令和3年12月21日地方分権改革推進本部決定  
「令和3年の地方から提案等に関する対応方針」